

NO.	項目	箇所	意見	御意見の内容（要旨）	県の考え方		中間案への反映
					結論	理由	
前文							
1		1段落	説明会	手話は、そもそも「言語」なのか。	御意見として賜ります	障害者権利条約において、「言語とは音声言語及び手話その他の非音声言語をいう。」と規定し、手話が言語であることを明示しております。手話を用いて日常生活や社会生活を営むろう者にとって、手話は、言語の役割を果たす重要なものと考えております。	
第一章							
2	定義	2-①	説明会	「ろう者」の定義について、「日常生活を営む者」だけでなく、「社会生活を営む者」も含めるべきではないか。	中間案に反映いたします	「日常生活又は社会生活を営む者」に修正いたします。	○
3	定義	2-③	説明会	「手話通訳者等」の定義について、今の定義だと手話ができれば通訳もできると読めてしまうので、「手話通訳者又は手話ができるもの」のような表現に改めるのがよいと思う。	中間案に反映いたします	「手話通訳者又は手話を使用できる者」に修正いたします。	○
4	定義	2	説明会	定義に聴覚障害者が必要ではないか。	御意見として賜ります	共生社会づくり条例の定義に示す「障害のある人」の身体障害がある者の中で、聴覚の障害がある人を本条例で聴覚障害者としていますが、あらためて聴覚障害者の定義をせずとも、「ろう者」の定義が不明確にはならないと考えております。	

5	基本理念	3	説明会	手話がろう者にとって「母語」であるという表現を入れて欲しい。	御意見として賜ります	本条例では、ろう者を「手話を使用して日常生活を営む者」と定義しており、手話がろう者にとっての最も重要な言語であるという意味合いも含まれていると認識しております。	
6	基本理念	3	説明会	この後に補足する形で、「手話が見えにくい、見えない盲ろう者には、接近手話（弱視手話）または触手話を行う」と追加できないか。	ガイドライン作成時の参考といたします	共生社会づくり条例のガイドラインにおいて、障害毎の特性を説明する際の参考とさせていただきます。	
7	基本理念	3	説明会	基本理念に情報保障の規定を追加すべきである。（例）全ての聴覚障害者は、その社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的に配慮され可能な限り、その障害の特性に応じたコミュニケーション手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。	御意見として賜ります	御指摘の内容は、共生社会づくり条例の中で読む込める内容となっております。なお、本条例は、「言語としての手話及びろう者に対する理解の促進」と「手話の普及」を図り、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会を実現することを目的としております。	
8	県の責務・県民の責務	4・5	協議会	ろう教育の歴史やろう文化について、県や県民も知る必要がある。	御意見として賜ります	ろう教育の歴史的な背景は前文の中で触れていますが、こうした内容も含めて県民に対する普及啓発に努めてまいりたいと考えております。	
9	事業者の責務	8	協議会 説明会	ろう者が利用しやすいサービスの具体的な内容について、事業者に分かりやすいようにしていただきたい。	ガイドライン作成時の参考といたします	共生社会づくり条例のガイドラインにおいて、障害毎の特性や合理的配慮の提供を説明する際の参考とさせていただきます。	
10	事業者の責務	8	説明会	事業者の責務に、ろう者を雇用する場合の責務も明記していただきたい。	ガイドライン作成時の参考といたします	共生社会づくり条例のガイドラインにおいて、障害毎の特性や合理的配慮の提供を説明する際の参考とさせていただきます。	
第二章							

11	学ぶ機会	9	説明会	広く県民が手話を学ぶ場が保障されるものであると良いと思います。	御意見として賜ります	県民が手話を学ぶ機会の確保に努めてまいりたいと考えております。	
12	学ぶ機会	9	説明会	一般県民はもちろんのこと、特に、聴覚障害のある子ども、中途失聴者・難聴者等の手話を学ぶ機会を明記すべきである。	現在の規定で読み込める内容となっております	御指摘の方々は、全て「県民」で読み込めると考えております。	
13	学校	11	協議会	初等教育の場面で、手話に関わるものに取り組んで欲しい。	御意見として賜ります	教育委員会と協議、調整しながら取り組んでまいりたい。	
14	学校	11	説明会	「ろう児」という言葉に、生徒は含まれないので略称として不適切ではないか。	中間案に反映いたします	御指摘のとおり、「ろう児」には生徒が含まれないため、御意見を踏まえ「ろう児等」に修正いたします。	○
15	財政	13	説明会	手話の学習や普及のために、手話についてのガイドブックを作成する予定はあるのか。	御意見として賜ります	手話の普及施策については、現在の取組を踏まえ、関係者の意見も聞きながら検討してまいります。	
附則							
その他							
16			説明会	ろう者に限定せず、中途失聴・難聴者や、盲ろう者など聞こえで困っている人の福祉に寄与する内容を盛り込めないか。	現在の規定で読み込める内容となっております	御意見のあった方々の福祉については、共生社会づくり条例の中で、情報保障の推進等により対応しております。	

17		説明会	手話以外の様々なコミュニケーション手段も言語として認めて欲しい。	御意見として賜ります	障害者権利条約では、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義しており、様々なコミュニケーション手段が言語の概念に含まれるものと考えております。しかしながら、本条例は、「言語としての手話及びろう者に対する理解の促進」と「手話の普及」を図り、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会を実現することを目的としているため、手話以外の言語については言及しておりません。
18		説明会	手話言語条例にも、見直し規定があってもよいのではないか。	御意見として賜ります	共生社会づくり条例は、障害者差別解消法が施行後3年を経過した場合において、法律の施行状況について検討を加えるとしていることから、検討規定を置いております。
19		説明会	手話言語条例を独立して制定するのは何故か。（質問）		もともとは、障害のある人もない人も共生する社会づくり条例の情報保障の中で手話の公的認知を含む規定を設けることを予定しておりましたが、タウンミーティングや団体ヒアリングの過程で手話に関する条例を独立して制定して欲しいとの強い要望があったことから、別途条例化を目指す形となっております。

20			<p>説明会</p> <p>手話と書いているが、目の見えない方の盲導犬や、例えば乗り物に乗ったり、道路を歩いたりという条例は作らないのか。日常生活において一番困るのは目が見えなくなることだと思うので、聴覚の方と、視覚の方を羅列した条例を作っていただけないか。</p>	<p>御意見として賜ります</p>	<p>視覚障害者を含め、障害特性に応じた情報保障の推進は、共生社会づくり条例の中で規定しており、現時点では別途の条例の制定は考えておりません。</p>	
----	--	--	---	-------------------	---	--